



コロナ・物価高騰・低い介護報酬で打撃! 介護施設にこそ支援を



DATA

特養ホームの待機者	360人
(その内)要介護4、5の待機者	243人
区外の特養や有料老人ホームへの入所者	730人

※2023年10月末現在

特養ホーム「白山の郷」の事業者が 経営難で撤退を決定…

文京区では、特養ホームの待機者は360人、その内、寝たきりの状態の人が多い要介護4、5の待機者は243人にものぼります。さらに、群馬県や茨城県など、区外遠方の特養などへの入所者は730人にもなり、特養ホームが足りていません。

こうした現状を受け、党区議団は特養ホームの増設を、強く区に求め



福音会は、特養ホーム「白山の郷」のほか、向丘・白山・本郷の在宅サービスセンター、富坂地域包括支援センターの運営を手がけており、それらすべての事業から撤退する予定。

てきましたが、区は特養ホームの整備目標を引き上げず、在宅介護への支援に切り替える方針を示しています。

そんな中、区内の介護施設は、長引くコロナと物価高騰の打撃を受け、経営悪化が深刻になっており、増設どころか減ってしまうという危機に直面しています。

これまで26年間の長きにわたり「白山の郷」を運営してきた社会福祉法人・福音会は「今後予定される大規模改修を乗り越えられる経営状態ではない」という理由で、2024年度末に撤退することを決め、区は了承しました。



2023年11月定例議会
・一般質問より

石沢のりゆき 区議

Q 石沢：介護施設が安定した経営を続けていくため、物価高騰対策の補助金を増額したり、減収補填を行うなど、区からの最大限の財政支援が必要です。

A 区長：物価高騰対策の支援等はすでに適切に行っている。介護保険制度の根幹となる介護報酬と利用者負担分について、減収を補填することは考えていません。

WORD

「特養」とは？

「特養（特別養護老人ホーム）」は、在宅での生活が困難な高齢者が入所できる公的な介護施設です。介護保険を利用できるため、民間の有料老人ホームに比べ低料金で利用できますが、要介護3以上の人しか入所できないなど、条件が厳しく設定されており、入所希望者も多く、申し込みをしてもすぐに入所できるとは限りません。

「老健」とは？

「老健（介護老人保健施設）」は、医療、看護、介護からリハビリテーションなどのサービスを提供して、高齢者が安心した在宅生活を続けられるよう支援する施設です。1か月以上の入所や短期間の入所（ショートステイ）、訪問リハビリテーションなどのサービスを提供しています。こちらも介護保険で利用できます。

老健施設も経営悪化が深刻…。しかし 区議会は減収補填を求める請願を却下

特養ホームだけではなくありません。昨年度、区内の老健施設からは2度にわたって「コロナ禍における減収補填を求める」請願が出されており、その審議の際、区は「収益面で状況が悪化しているという話は伺っていない」とし、「減収補填はしない」と、切実な願いを切り捨てました。今こそ「介護報酬や利用者負担分の収益に基づいて事業を行うべきで、減収補填はしない」という区の冷たい姿勢を転換し、区独自のさらなる財政支援が必要です。

請願の詳細については
こちらから



2022年9月定例議会 厚生委員会

請願 第20号 新型コロナウイルス感染に伴う介護事業所への減収補填を国や東京都に求める請願

請願事項	1	共産	立憲無所属	自民・無	公明	市民	永久	創	文京子育て	委員会	本会議
	1	○	○	×	×	○	—	○	—	○	×

2023年2月定例議会 厚生委員会

請願 第51号 介護老人保健施設への財政支援に対する請願

請願事項	1	共産	立憲無所属	自民・無	公明	市民	永久	創	文京子育て	委員会	本会議
	1	○	○	×	×	×	—	×	—	×	×
	2	○	○	×	×	×	—	×	—	×	×
	3	○	○	×	×	×	—	×	—	×	×
	4	○	○	×	×	×	—	×	—	×	×
	5	○	○	×	×	○	—	○	—	○	×
	6	○	○	×	×	×	—	×	—	×	×

5項について
×

「介護報酬の引き上げ」などを求める 緊急要望書を国と区に提出

介護事業所の深刻な人手不足や低い介護報酬のもとでの経営難は、長引くコロナと物価高騰により、さらに悪化しました。東京新聞によると、全国の特養ホームの62%が物価高騰で赤字経営であったことが明らかになっており、多くの事業所が必要な支援策として「介護報酬の引き上げ」を求めています。

党区議団は、国に対して、区内の厳しい介護施設の現状を伝えるとともに、介護報酬の引き上げなどを求める「介護保険制度の改正に対する要望書」を、都議団とともに提出しました。

また、区に対して、「白山の郷を運営する法人への支援を強化すること」とともに、国に「介護報酬の引き上げ」を、都に「施設改修への補助の拡充」などを求めるよう、緊急要望書を提出しました。



12月14日、日本共産党の都議団および区市町村議員団が合同で、介護保険問題についての国会要請行動を行った。



12月15日、「『白山の郷』運営法人への最大限の援助を求める緊急要望書」を、区長あてに提出した。

日本共産党
文京区議団ニュース

みんなのまち

第121号 2024年 新春号
TEL 03-5803-1317 FAX 03-3811-3197

区政への
ご意見・ご要望を
お寄せください



いたくら美千代
区議会議員



金子てるよし
区議会議員



関川けさ子
区議会議員



小林れい子
区議会議員



千田えみ子
区議会議員



石沢のりゆき
区議会議員



官製ワーキングプアをなくそう!

公契約条例

実現へ



2009年から23年9月の定例議会まで、党区議団は計14回の本会議質問を行い、「公契約条例」の制定を求めました。区は、24年度に公契約条例を制定することを決め、これまで党区議団が強く要求してきた「賃金条項を設けること」、「労働報酬下限額を定めること」も明示しています。

党区議団は、官製ワーキングプアをなくすためにも、公契約条例の適用の範囲に、保育士や介護職員、栄養士などの職種を加えることも求めています。



2023年9月定例議会
・代表質問より

関川けさ子区議

Q 関川：工事の請負契約や業務委託、指定管理のすべての事業を対象とすること。世田谷区のような「公契約適正化委員会」を設け、実態調査をベースに、区独自の賃金下限額を設定することを求めます。

A 区長：先行自治体の取り組みについて情報収集に努め、関係団体からの意見聴取を行いながら、条例制定に向けて検討を進めていきます。



条例ってなに？



いたくら美千代区議

A 条例とは、国の法令に違反しない範囲で、地方議会が定める「法」のことです。区や議会が提案して制定され、区や区民の責務が決められたり、罰則をつけることもできます。

これまで党区議団は、「自転車駐車場の料金の引き下げ」や「国民健康保険の子どもの均等割への助成」など、数多くの条例提案をしてきました。なかでも「18歳までの医療費無償化」については、30年以上前から繰り返し条例提案を行っており、今年度ようやく実現しました。

こんな
条例が！

- ▶「文の京」自治基本条例
- ▶文京区住宅基本条例
- ▶文京区男女平等参画推進条例
- ▶文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例

など、計238の条例があります。



条例があるとどうなるの？



千田えみ子区議

A 条例には、区の責務の条項があり、決められたことはきちんと実行しなければなりません。しかし、たとえば「文京区住宅基本条例」では、公営施設の供給や家賃助成の条項がありながら、シルバーピアの増設は19年間ゼロ、区営住宅を廃止するなど、区は条例無視の行政を行っています。条例はつくるだけでなく、きちんと機能しているかどうか、チェックし続ける必要があります。

ガザ攻撃中止と即時停戦を！

日本共産党文京区議団

みんなで区の条例をつくりましょう



障がい者も安心して暮らせる社会に!

手話言語条例

実現へ

手話言語条例の制定に向け、区は条例の基本的な考え方を示しました。手話は言語という認識を示し、手話を必要とする方が「手話言語を獲得する権利」、「手話言語で学ぶ権利」、「手話言語を使う権利」等を有していると明記しています。

手話言語条例とあわせ、「意思疎通促進条例」の考え方も示され、意思疎通手段の「選択の機会確保」が必要とし、促進に取り組むとしています。

また、障害手帳の所持とは関係なく、「継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある方」を対象としているため、加齢や病気で聞こえにくくなった場合についても、区の施策拡充を求める根拠となります。

みなさんの声を届け、実効性のある条例になるよう力を尽くします。



2021年2月定例議会
・代表質問より

金子てるよし区議

Q 金子：「手話言語条例」は、新宿、豊島、板橋、台東、港区などで制定され、ろう者施策が発展しています。区でも制定し、聴覚障害者施策を充実させるべきです。

A 区長：手話は、聴覚障害者とコミュニケーションを図る上で、重要な手段の一つと捉えています。今後、当事者を含む関係団体と協議していきます。

▼▼▼ 実現をめざしています ▼▼▼



子どもの最善の利益のために

子どもの権利条例

党区議団は、令和7年度の児童相談所の開設に合わせて「子どもの権利条例」をつくるよう、区に求めてきました。

この間、国の「子ども基本法」や、都の「こども基本条例」が成立し、また令和6年度に改正・施行される「児童福祉法」において、子どもの権利擁護に関わる事業の整備が自治体に求められたことも後押しとなり、区は、「年度内に検討体制や条例のあり方等を含め、方向性を示す」と明言するに至りました。

2006年に「子どもの権利に関する条例」を制定している豊島区では、子どもたちが区政について話し合う「としま子ども会議」が設けられ、子どもたちが提案した施策への予算もつけられるとのことでした。

区でも、子どもの権利条例の制定と、子どもの意見表明の機会の確保をめざしていきます。



2023年10月決算委員会
・質問より

小林れい子区議

Q 小林：子どもの権利条例は、江戸川区のように、中高生向けのワークショップを行うなど、子どもたちがまず子どもの権利についての理解を深め、さらに子どもたちの声を聞きながらつくるべきです。

A 区：特別区では、6区が子どもの権利に関する条例を制定しています。現在、江戸川区に直接聞き取りを行っており、そうした研究を踏まえて、条例のあり方について、関係部署と協議を進めていきます。